株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（危機対応準備金等の額を減少する場合の財務省令で定める計算書類に関する事項） **第二十一条**　法附則第二条の三十第二項から第四項までの規定により準用される会社法第四百四十九条第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき会社が会社法第四百四十条第一項又は第二項の規定により公告をしている場合　次に掲げるもの イ　官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁 ロ・ハ　［略］ 二～四　［略］	（危機対応準備金等の額を減少する場合の財務省令で定める計算書類に関する事項） **第二十一条**　［同上］ 一　［同上］ イ　官報で公告をしているときは、当該官報の日付及び当該広告が記載されている頁 ロ・ハ　［同上］ 二～四　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第二十九号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十八号）の施行に伴い、経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日　　経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年経済産業省令第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（包括信用購入あっせんの業務を行う事業に係る経済産業大臣への報告） **第二十六条**　登録包括信用購入あっせん業者等のうち、現年度の直前の三年度のいずれかの末日において次のいずれにも該当する者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、法第五十条第一項第十五号に掲げる事業に係る特定社会基盤事業者については、この限りではない。 一・二　（略）	（包括信用購入あっせんの業務を行う事業に係る経済産業大臣への報告） **第二十六条**　登録包括信用購入あっせん業者等のうち、現年度の直前の三年度のいずれかの末日において次のいずれにも該当する者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。ただし、法第五十条第一項第十四号に掲げる事業に係る特定社会基盤事業者については、この限りではない。 一・二　（略）

改正後	改正前
2　法第五十条第一項第十五号に掲げる事業に係る特定社会基盤事業者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。 3　（略）	2　法第五十条第一項第十四号に掲げる事業に係る特定社会基盤事業者は、毎年度、当該年度の直前の三年度の末日において現に締結しているクレジットカード等会員契約の数及び年間信用供与額を経済産業大臣に報告しなければならない。 3　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十号

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第六十八号）第十七条、電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）第二条の三及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）第九条の三の規定に基づき、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日　　経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令等の一部を改正する省令

（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

第一条　経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十九年通商産業省令第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（在勤官署の所在地） **第三十六条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。	（在勤官署の所在地） **第三十六条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。